菅並地区水害・土砂災害に強い地域づくり計画（概要版）

①そなえる対策（避難計画）

■災害リスクと避難のタイミング

- 大型台風など、事前に大雨が予測される時は、早い段階（明るい時間帯、浸水が無い状態のとき）に避難場所「菅並集会所」に行くことが第一
- 浸水エリアや土砂災害のおそれがある区域の方は、出来るだけ早い段階で、安全なルートを使って、安全な場所に避難する！

【避難のタイミング】

①	避難準備・高齢者等避難開始が発令された時	【警戒レベル３】
②	大雨・洪水警報が発令された時	【警戒レベル３相当】
③	土砂災害降雨危険度メッシュ単位情報が「赤色」になった時	【警戒レベル３相当】
④	高時川の量水標水位が-１．５mに達した時	【警戒レベル３相当】
⑤	避難勧告等が発令されたとき	【警戒レベル４】
⑥	土砂災害降雨危険度メッシュ単位情報が「薄紫色」になった時	【警戒レベル４相当】
⑦	土砂災害警戒情報が発表された時	【警戒レベル４相当】
⑨	高時川の量水標水位が-１．０mに達した時	【警戒レベル４相当】

菅並地区水害・土砂災害に強い地域づくり計画（概要版）

②とどめる対策（安全な住まい方）

1. 浸水警戒区域内（案）で家を新築・建て替えする時は、「①水害に強い家の建て方」を参考に逃げ場所のある家となるようにしていきましょう。
2. 「②宅地嵩上げ浸水対策促進事業」は、浸水警戒区域の指定後に利用することができます。

■浸水警戒区域（案）

①水害に強い家の建て方

②宅地嵩上げ浸水対策促進事業（既存不適格住宅のみ）

浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護するためには、ソフトとハードのあらゆる対策を組み合わせた「多重防御」が必要であると考えています。

滋賀県では、「多重防御」による人命被害回避方法への支援制度の一つとして、「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」を実施しています。

この事業は、「浸水警戒区域」内の既存住宅の、住宅の改築（建て替え）および増築時に、地盤の嵩上げ（盛土、法面保護）工事、RC造、ピロティ化等工事の費用を助成するものです。

項目	算出式	金額
A. 補助上限額		4,000,000円
B. 標準工事費	下記の条件により算出した標準工事費×1/2 ・工法：土盛り工法 （なお、嵩上げのみを実施する場合は曳家を含む） ・面積：補助する建築物の建物面積の2倍 ・高さ：想定水位−2.99m −地盤面標高	想定浸水深および既存建物面積により算定する額
C. 申請者の見積額	※嵩上げ等に係る経費分×1/2	見積額×1/2
補助額		A,B,Cの最小値